

ふるさと香取応援寄附金返礼品募集要項

1. 目的

ふるさと納税制度の活用により香取市の魅力発信、地元特産品等のPR及び販路拡大、地域産業の活性化等を図るため、市外在住の寄附者に対して贈呈する商品やサービス（以下「返礼品」という。）の提供に協力していただける事業者（以下「協力事業者」という。）を募集する。

2. 協力事業者の要件

協力事業者は、以下の要件を全て満たすこと。

- (1) 各種法令規則、条例等を遵守し事業を行っていること。
- (2) 市内に事業所等（本店、支店は問わない。）を有する法人、団体または個人事業者（以下「事業者等」という。）であること。ただし、本市のPR及び市内事業者の販路拡大に繋がると認められ（当該事業者が求める場合等）、かつ、市内で製造、加工された返礼品又は市内で体験できるサービスを提供する事業者等は、この限りでない。
- (3) 市税等の未納がないこと。
- (4) インターネット及び電子メールを使用できる環境を有していること。
※原則発注は電子メールで行われるほか、登録情報の編集等の作業を管理システム上で実施するため。
- (5) 代表者等が、香取市暴力団排除条例（平成24年条例第3号）に規定する暴力団員等でないこと。

3. 返礼品の要件

返礼品は、以下の要件を全て満たすものとする。なお、詳細な要件については、平成31年総務省告示第179号（以下、「総務省告示」という。）第5条の総務大臣が定める基準（以下「地場産品基準」という。別紙1参照。）に適合するものとする。

- (1) 市の魅力発信やイメージアップ、特色を体感できるものであること。
- (2) 以下の①から④のいずれかに該当するものであること。
 - ① 市内で生産された農畜産物等であること。
 - ② 市内で製造、加工された食品・製品等であること。
 - ③ 市内で栽培、育成、採取等された原材料を使用しているもの。
 - ④ 市内で体験、提供できるサービスであること。
- (3) 品質及び数量の面において安定供給が見込めること。ただし、期間限定及び数量限定で供給可能なものはこの限りではない。
- (4) 食品の場合は、寄附者へ到着後、一定期間の消費または賞味期限が保障されるものであること。

4. 返礼品の価格及び寄附金額の設定

- (1) 協力事業者が提供する返礼品の価格は、消費税及び梱包料を含めたものとする。
なお、送料は市が負担する。
- (2) 寄附金額は、返礼品の価格に基づき、寄附金額の3割以下となるように市が決定する。

5. 協力事業者の役割

- (1) 協力事業者及び返礼品の登録や変更は中間事業者と調整する。
- (2) 協力事業者は返礼品の発注があり次第、返礼品の手配及び梱包、発送準備をする。

6. 提案方法及び審査について

(1) 提出書類

- ① ふるさと香取応援寄附金返礼品企画提案書
- ② 会社概要及び返礼品の概要がわかる資料(パンフレット等)
- ③ 返礼品の画像データ(ファイル形式 JPG、1 データあたりのサイズ 3MB 以下)
- ④ 市税等の未納がないことを証明する書類(最新の完納証明書、納税証明書等)
- ⑤ 別紙1「地場産品基準」の3に該当する返礼品については、「平成 31 年総務省告示第 179 号に基づき総務大臣が定めるものについて」に定められている様式に従って作成された証明書

(2) 提出先

香取市 企画政策課政策班(市役所4階)

〒287-8501 香取市佐原口 2127 番地

メール:seisaku@city.katori.lg.jp

※窓口を持参、メール、郵送のいずれかの方法で提出すること。

(3) 選考方法

市において本要項に基づき企画提案書等の内容を総合的に審査し、協力事業者及び返礼品の採択を決定するものとする。

※市の審査後、総務省へ返礼品の指定基準適合性の確認申請をする(結果通知まで1~3か月程度)。なお、総務省の審査に通らない場合は提供不可となる点につき留意すること。

(4) 申請から掲載までのスケジュール

- ① 書類提出(協力事業者→市)
- ② 市による内容確認・審査
- ③ 総務省へ指定基準適合性の確認申請(市→総務省)
- ④ 審査結果の通知(市→協力事業者)
- ⑤ 中間事業者とポータルサイト掲載準備(本要項7参照)
- ⑥ 総務省の確認終了後、各ポータルサイトのページ公開・提供開始

7. 中間事業者への業務委託について

市は、ふるさと香取応援寄附金事業の効率的な事業運営のため、返礼品の手配、配送、問い合わせ対応等の業務全般を、以下の事業者へ業務委託している。

返礼品の採択決定以降は、下記の委託事業者よりポータルサイト掲載のために必要とする書類や画像等の提供依頼があるため、速やかに提出すること。

【事務委託事業者】

株式会社 さとふる(さとふるポータルサイトの中間事業者)

住所：〒104-0031 東京都中央区京橋2-2-1 京橋エドグラン13F

電話番号：03-6262-7415 FAX：03-6262-6146

株式会社パンクチュアル 香取営業所(さとふる以外のポータルサイトの中間事業者)

住所：〒287-0005 千葉県香取市佐原ホ 1265-3 宮田ビル 2F

電話番号：050-1732-3074 FAX：050-3852-1555

(参考)掲載しているポータルサイト

令和8年4月現在

さとふる	ふるさとチョイス	楽天ふるさと納税
ふるなび	ふるさと応援納税(現地決済型)	dショッピングふるさと納税百選
JRE MALL ふるさと納税	JAL ふるさと納税	ANA のふるさと納税
Yahoo! ふるさと納税	Amazon ふるさと納税	一休.com ふるさと納税 (宿泊施設のみ)
Yahoo! トラベルふるさと納税 (宿泊施設のみ)		

※ポータルサイトにより、連携ポータルサイトにも掲載されている場合があります。

8. 個人情報の保護

協力事業者は、個人情報の取扱いについて、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び関係法令等を遵守するものとし、寄附者の個人情報は、返礼品の送付以外の目的に使用することはできない。ただし、返礼品の発送時に限り、パンフレット等の販促物を同梱することができる。

9. その他留意事項

- (1) 協力事業者は、事業者登録情報や返礼品の内容の変更、また取り止めをする場合は、速やかに市へ届け出るものとする。
- (2) 市は、下記のいずれかに該当した場合、その決定を取り消すことができる。
 - ① 本要項2及び3に定める要件に該当しなくなった場合
 - ② 提出書類に虚偽があった場合

- ③ 市に損害を及ぼす行為があった場合
- (3) 返礼品を強調した寄附者を誘引するための宣伝広告や、寄附者による適切な寄附先の選択を阻害するような表現を用いた情報提供は行わないこと。
- (4) 食品を返礼品として提供する場合には、総務省告示第2条第3号の規定に基づき、当該食品の産地名を適正に表示するとともに、遵守すべき事項が記載された書類の整備・保存をすること。また、市は必要に応じて当該者に対し調査(実地調査を含む。)を行うことができるものとする。
- (5) その他、本要項に記載のない事項については、市と協議のうえ解決するものとする。

10. 問い合わせ

香取市 企画政策課政策班(市役所4階)
〒287-8501 香取市佐原口 2127 番地
電話: 0478-50-1206
FAX: 0478-52-4566
メール: seisaku@city.katori.lg.jp

地場産品基準(告示第5条関係)

1. 当該地方団体の区域内において生産されたものであること。
2. 当該地方団体の区域内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。
3. 当該地方団体の区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。ただし、当該工程が次に掲げるものである場合には、それぞれに定めるものに限ることとする。

イ 食肉の熟成又は玄米の精白当該地方団体の属する都道府県の区域内において生産されたものを原材料とするもの

ロ 製品の企画立案その他の当該製品に実質的な変更を加えるものでない工程当該製品の製造業者により、当該製品の価値の過半が当該地方団体の区域内で生じている旨の証明がなされたもの

4. 返礼品等を提供する市町村の区域内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの(流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。)であること。

5. 地方団体の広報の目的で生産された当該地方団体のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から当該地方団体の独自の返礼品等であることが明白なものであること。

6. 前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等に附帯するものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等の価値が当該提供するものの価値全体の7割以上であること。

7. 当該地方団体の区域内において提供される役務その他これに準ずるもの(宿泊(飲食を伴うものを含む。以下同じ。)の提供に係る役務を除く。)であって、当該役務の主要な部分が当該地方団体に相当程度関連性のあるものであること。

7の2 当該地方団体の区域内に所在する宿泊施設であって、当該地方団体の属する都道府県の区域内においてのみ宿泊施設の運営を行う者が運営するもの(フランチャイズチェーン等の方式により、当該地方団体の属する都道府県の区域外に所在する宿泊施設のブランド名を冠するものを除く。)における宿泊の提供に係る役務であること。

7の3 当該地方団体の区域内に所在する宿泊施設における宿泊の提供に係る役務であって前号に該当しないもののうち、次のいずれかに該当するものであること。

イ 当該役務の調達に要する費用の額が一夜につき一人当たり五万円を超えないもの

ロ 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成八年法律第八十五号)第二条第一項の規定により特定非常災害として指定された非常災害に際し災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)が適用された同法第二条第一項に規定する災害発生市町村の属する都道府県の区域内の地方団体により提供されるもの(特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第二条第一項の特定非常災害発生日から起算して一年を経過する日の属する指定

対象期間において提供されるものに限る。)

7の4 当該地方団体の区域内において地域のエネルギー源により発電された電気であること。

8. 次のいずれかに該当する返礼品等であること。

イ 市区町村が近隣の他の市区町村と共同でこれらの市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを共通の返礼品等とするもの

ロ 都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村と連携し、当該連携する市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを当該都道府県及び当該市区町村の共通の返礼品等とするもの

ハ 都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村において地域資源として相当程度認識されている物品及び当該市区町村を認定し、当該物品を当該市区町村がそれぞれ返礼品等とするもの

9. 震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けたことにより、その被害を受ける前に提供していた前各号のいずれかに該当する返礼品等を提供することができなくなった場合において、当該返礼品等を代替するものとして提供することであること。

■ 付加価値基準の算出について

別紙1「地場産品基準」の3「当該地方団体の区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているもの」については、価格に基づく算出を原則とする。

(総務大臣が定める標準的な算出方法)

算式 $(A-B)/A$

算式の符号

A: 当該地方団体による返礼品等の調達費用

B: 当該返礼品等の製造・販売等のために当該地方団体の区域外で生じた費用

■ 参考図

